

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 福島県選挙管理委員会

- 福島県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を告示する件
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第八十七号

平成三十年十月二十八日執行の福島県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項第四号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成三十年十月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

制限額 三五、五〇〇、七〇〇円

#### 福島県選挙管理委員会告示第八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た

数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成三十年十月十日現在において、次のとおりである。

平成三十年十月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、二八八
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇一、七九七
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	選挙区	選挙区
福島市	田村市田村郡	一八、五七九
会津若松市	南相馬市相馬郡飯館村	一九、二八二
郡山市	伊達市伊達郡	二七、六四一
いわき市	本宮市安達郡	一〇、八七二
白河市西白河郡	南会津郡	七、七〇八
須賀川市岩瀬郡	河沼郡	六、四〇五
喜多方市耶麻郡	大沼郡	七、五二四

二 本 松 市	相馬市相馬郡新地町	
一五、 六四八	一二、 一四四	
双 葉 郡	石 川 郡	東 白 川 郡
一八、 一七二	一一、 四〇八	九、 一三〇